

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たの翌日)  
當日は、  
が休き  
る翌日

## 鳥取県告示第五百七十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保健薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和六十二年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

### 目 次

#### ◆告 示

#### 保険薬剤師の登録(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

騒音規制法による規制地域及び規制基準の一部改正(二件)(環境保全課)

振動規制法第三条第一項の規定による地域及び第四条第一項の規定による規制基準の一部改正(〃)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

土地改良事業の工事の完了(〃)

土地収用法による事業の認定(管理課)

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

調理師試験の実施(健康対策課)

## 告 示

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
北 広 美	鳥薬第六二八号	昭和六十二年六月六日
由 永 尚 彦	鳥薬第六二九号	"
福 島 和 子	鳥薬第六三〇号	"

### 鳥取県告示第五百七十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

及び規制基準について)の一部を次のように改正し、昭和六十二年八月一日から施行する。

昭和六十二年七月十日

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岡 田 瞳 博	鳥国医第三、五七二号	昭和六十二年六月四日
宮 脇 尚	鳥国医第三、五七三号	"
安 田 久美子	鳥国薬第六二六号	"
田 中 真寿美	鳥国薬第六二七号	"

## 鳥取県告示第五百八十号

昭和四十九年九月鳥取県告示第五百三十一号(騒音規制法による規制地域及び規制基準について)の一部を次のように改正し、昭和六十二年八月一日から施行する。

昭和六十二年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市及び米子市に係る別図を次のとおり改める。  
(「次のとおり」は、省略し、その図面を鳥取県衛生環境部環境保全課及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第五百八十一号

昭和五十年五月鳥取県告示第四百七十六号(騒音規制法による規制地域

## 鳥取県告示第五百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、淀江宇田川地区土地改良区の定款の変更を昭和六十二年七月四日

## 鳥取県告示第五百八十二号

昭和五十三年六月鳥取県告示第五百三十一号(振動規制法第三条第一項の規定による地域及び第四条第一項の規定による規制基準について)の一部を次のように改正し、昭和六十二年八月一日から施行する。

昭和六十二年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市、米子市及び境港市に係る別図を次のとおり改める。  
(「次のとおり」は、省略し、その図面を鳥取県衛生環境部環境保全課及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取市、米子市及び境港市に係る別図を次のとおり改める。

認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 事業の種類  
淀江町役場

三 起業地  
淀江町役場

#### 鳥取県告示第五百八十四号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十二年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地 改 良 事 業 の 名 称	昭和六十二年三月二十八日
県営かんがい排水事業佐野川地区農業用用排水	工事完了年月日

#### 鳥取県公安委員会告示第四十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年七月十日

1 収用の部分 西伯郡淀江町大字西原字浜西、字宮ノ下及び字一里塚  
2 使用の部分 なし  
3 地内

4 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
淀江町役場

#### 公 安 委 員 会 告 示

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類	型式	製造業者名
ぱねん遊技機	チャレンジャーマハ	株式会社ハマヤ
	チャンペニー	有限公司銅座
	ハイアップタービ	株式会社マイヤー
	リバーナッシュサン	株式会社尚益社
回胴式遊技機	ホールチャレンジ	株式会社ペーネリト
	ワンダーヤット	高砂電器産業株式会社
	リバースターダブル	有限会社セガ・ピュア物産
<b>公 告</b>		
調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。		
昭和62年7月10日		
調理師法（昭和33年法律第147号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの		
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者		
(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者		
(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わつた者		
(4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれかに該当する者		
2 試験の日時		
昭和62年9月25日（金）午前8時50分から正午まで		
3 試験の場所		
(1) 鳥取保健所及び郡家保健所管内の受験者		
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂		
(2) 倉吉保健所管内の受験者		
倉吉市東巣城町2 鳥取県中部総合事務所		
(3) 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者		
米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所		
(4) 県外に居住する受験者		
上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場		
4 試験科目		
(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学		
(3) 栄養学 (4) 食品学		
(5) 食品衛生学 (6) 調理理論		
1 受験資格		
鳥取県知事 西尾邑 次		

## 5 受験手続

## (1) 書類の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所  
 イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所

## (2) 提出書類

ア 受験願書（所定の様式によること。）

イ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し

エ 卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なつている場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。

ウ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）

エ 写真（受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でライカ判（縦8.5cm、横2.5cm）のものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

## (3) 受験に関する書類の提出期間

昭和62年8月17日（月）から同月21日（金）まで（郵送の場合は、昭和62年8月21日までの消印のあるものは、有効とする。）

## 6 受験手数料及びその納付方法

## (1) 受験手数料 3,900円

## (2) 納付方法

（1）に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。

## 7 携行品

筆記用具及び受験票

## 8 その他

## (1) 合格者の発表は、試験後15日以内に受験願書を提出した保健所に合格者の氏名と受験番号を掲示して行う。

なお、合格者には合格証を保健所で交付する。

## (2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細については、住所地を管轄する保健所又は鳥取市東町一丁目220鳥取県衛生環境部健康対策課（電話0857-26-7193）に問い合わせること。